

令和3年 9月17日

埼玉県依存症対策推進計画（案）に対する県民コメント（意見募集）の実施について

埼玉県では、依存症対策を総合的かつ効果的に推進するため、令和4年度～令和5年度を計画期間とする「埼玉県依存症対策推進計画」を策定します。

このたび、計画案をとりまとめましたので、「埼玉県県民コメント制度」により、県民の皆様からの御意見を次のとおり募集します。

1 募集期間

令和3年9月21日（火曜日）から令和3年10月20日（水曜日）まで
（必着）

2 資料の入手方法

（1）埼玉県のホームページから入手できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/library-info/20210921izonsyo-commento.htm>
↓

（2）次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・ 埼玉県保健医療部疾病対策課（本庁舎4階） Tel 048-830-3565
（平日午前8時30分から午後5時15分まで）
- ・ 埼玉県県政情報センター（衛生会館1階） Tel 048-830-2543
（平日午前9時から午後5時まで）
- ・ 埼玉県の各地域振興センター・事務所
（平日午前8時30分から午後5時15分まで）
南部地域振興センター Tel 048-256-1110
南西部地域振興センター Tel 048-451-1110
東部地域振興センター Tel 048-737-1110

県央地域振興センター Tel 048-777-1110

川越比企地域振興センター Tel 049-244-1110

川越比企地域振興センター東松山事務所 Tel 0493-24-1110

西部地域振興センター Tel 04-2993-1110

利根地域振興センター Tel 048-555-1110

北部地域振興センター Tel 048-524-1110

北部地域振興センター本庄事務所 Tel 0495-24-1110

秩父地域振興センター Tel 0494-24-1110

3 意見の提出

(1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

(2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県保健医療部疾病対策課 精神保健担当あて

イ ファクシミリの場合

FAX 番号 048-830-4809

ウ 電子メールの場合

E-mail a3590-13@pref.saitama.lg.jp

※郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「埼玉

県依存症対策推進計画（案）への意見」としてください。

※意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※御意見については、資料（意見募集案内）に添付された別紙様式を御利用いただくか、任意に書面により上記項目を記載し御提出ください。

4 意見の取扱い

- (1) 提出いただいた御意見を考慮して、「埼玉県依存症対策推進計画」を策定します。
- (2) いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します（プライバシーに関する内容を除きます）。なお、類似の御意見については、まとめて発表することがありますので、御了承ください。
- (3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県保健医療部疾病対策課 精神保健担当

TEL 048-830-3565（直通）

FAX 048-830-4809

E-mail a3590-13@pref.saitama.lg.jp